

## 秋田県警察緊急配備に関する訓令

最終改正 平成23年4月1日

昭和60年3月1日本部訓令第3号

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規程並びに広域緊急配備要綱（昭和55年5月15日付け警察庁乙刑発 第1号）に基づき、緊急配備に関して必要な事項を定めている。

なお、平成23年4月1日付けで、生活安全部地域課通信指令室が生活安全部通信指令課に変更されたことから、所属の名称等を一部改正している。